

川崎市立井田病院図書室院外利用者利用要綱

(趣旨)

第1条 川崎市立井田病院図書室（以下「図書室」という。）は、地域医療機関との病診連携の円滑な推進を図る一助とするために、図書室の蔵書資料等の利用を提供する。このことにより地域医療に貢献することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 図書室を利用することができる院外利用者は、次に掲げるものとする。

- (1) 院外の川崎市職員
- (2) 当病院の連携登録医療機関の医師、歯科医師（以下「連携登録医等」という。）
- (3) 川崎市医師会、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、川崎市病院協会等に所属する地域の医療機関の医療従事者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 病院長及び感染管理室が許可した者

(利用方法)

第3条 図書室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、病院・医院・診療所名、住所、利用者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等を図書室に登録するものとする。

- 2 利用者は、来院前に図書室に利用申し込みをするものとする。
- 3 利用者は、図書室の利用に際して、「院外利用者図書室利用書」に必要事項を記入するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、連携登録医等が図書室を利用しようとする場合は、地域医療部を通じて利用の申込みを行うものとし、利用者登録等の手続を省略するものとする。

(利用時間等)

第4条 図書室の利用時間及び休室日は、次のとおりとする。

(1) 利用時間

午前10時から午後4時までとする。ただし連携登録医等にあつては、地域医療部と調整の上、必要に応じて時間外の利用を認めるものとする。

(2) 休室日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに病院長が特に必要と認めた日。

(閲覧、貸出等)

第5条 図書室内の単行書、雑誌等は自由に閲覧できるものとする。但し、院外貸出は行わないものとする。当病院で導入している諸般のデータベースの使用は院内での利用に限るものとする。

(その他の図書室サービス)

第6条 その他の図書室サービスについては都度病院と協議の上、決定するものとする。

以上

令和5年5月8日施行